

議案第 1 3 号

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

亀山市石水溪キャンプ場施設条例（平成17年亀山市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

種目	利用区分	単位	利用料金
バンガロー施設	午後4時から翌日午前9時まで	1棟	3,300円 (1,590円)
	午前10時から午後3時まで	1棟	1,290円 (630円)
テント村	午後4時から翌日午前9時まで	1ブロック	6,600円 (3,300円)
		貸切り	22,000円 (11,000円)
	午前10時から午後3時まで	1ブロック	1,320円 (660円)
		貸切り	4,400円 (2,200円)
屋内研修施設	午後4時から翌日午前9時まで	1室	24,200円 (13,200円)
		貸切り	61,600円 (34,100円)
	午前10時から午後3時まで	1室	13,900円 (7,300円)
		貸切り	35,100円 (18,600円)

備考

- 1 テント村及び屋内研修施設の施設貸切りは、原則として30人以上のものとする。
- 2 括弧内の金額は、小学生及び中学生を対象とする団体に適用する。
- 3 各施設において2泊以上継続して利用する場合は、その間の午前10時から午後3時までの利用料金は徴収しない。
- 4 テント村及び屋内研修施設の利用者以外の者が屋内研修施設のシャワー設備を

利用する場合の利用料金は、1人1回につき100円とする。

- 5 バンガロー施設において冷暖房設備を利用する場合は、1棟につき、午後4時から翌日午前9時までにあつては300円を、午前10時から午後3時までにあつては100円を当該利用料金に加算する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。